

平成十九年八月

大分県都市公園

条 例
施 行 規 則

大分県土木建築部公園・生活排水課

大分県都市公園条例をここに公布する。

大分県都市公園条例

(昭和五十三年七月二十日 大分県条例第二十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第 二百九十号）及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第 第三十号）に定めるもののほか、県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第二条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- 二 業として写真又は映画を撮影すること。
- 三 興行を行うこと。
- 四 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、に都市公園の全部又は一部を利用すること。
- 五 県が管理する公園施設のうち有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）に広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。）を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

大分県都市公園条例施行規則をここに公布する。

大分県都市公園条例施行規則

(昭和五十三年八月一日 大分県規則第四十一号)

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県都市公園条例（昭和五十三年大分県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第一項又は第三項の許可を与えることができる。

5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第三条 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第四条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第二条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- 八 指定された場所以外の場所で、たき火その他火気の使用をすること。

九 都市公園をその用途以外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第五条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第六条 有料公園施設は、別表に掲げるとおりとする。

2 有料公園施設の利用日及び利用時間は、規則で定める。

(有料公園施設の利用日及び利用時間)
第二条 条例第六条第二項の有料公園施設の利用日は、次のとおりとする。

有料公園施設	利 用 日
軟式野球場 硬式野球場 庭球場 弓道場	一月五日から十二月二十七日まで（火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日）に当たるときは、その翌日）を除く。）
水泳プール	七月一日から八月三十一日まで（火曜日を除く。）
多目的広場	一月五日から十二月二十七日まで（火曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）
駐 車 場	毎 日
総合競技場 サッカー・ ラグビー場 野球場 投てき場 サブ競技場 テニスコート 多目的運動広場 大芝生広場 ステージの 附属設備	一月四日から十二月二十八日まで（木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）

2 条例第六条第二項の有料公園施設の利用時間は、次のとおりとする。

有料公園施設	利用時間
軟式野球場 硬式野球場	一月五日から四月三十日まで及び十一月一日から十二月二十七日までについては、午前八時から午後五時まで 五月一日から十月三十一日までについては、午前六時から午後九時まで
庭球場	午前八時から午後九時まで
弓道場	午前八時から午後九時まで
水泳プール	午前十時から午後七時まで
多目的広場	午前八時から午後九時まで
駐車場	一月一日から三月二十日まで及び十一月二十五日から十二月三十一日までについては、午前八時半から午後六時まで 三月二十一日から七月十九日まで及び九月一日から十一月二十四日までについては、午前八時半から午後六時半まで 七月二十日から八月三十一日までについては、午前八時半から午後七時半まで
総合競技場 サッカー場 ラグビー場 野球場 投てき場 サブ競技場 テニスコート 多目的運動広場 大芝生広場 ステージの 附属設備	午前九時から午後九時まで

3 条例第十四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、臨時に第一項の利用日及び前項の利用時間を変更することができる。この場合において、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

（軟式野球場等の利用の申込み等）

第三条 軟式野球場、硬式野球場、庭球場若しくは多目的広場を利用しようとする者又は弓道場を専用使用しようとする者は、有料公園施設利用申込書（第一号様式）により利用の申込みをしなければならない。

2 総合競技場、サッカー・ラグビー場、野球場、投てき場、サブ競技場、多目的運動広場又は大芝生広場ステージを利用しようとする者（総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室又は総合競技場の一般更衣室を個人使用しようとする者を除く。）は、大分スポーツ公園施設利用申込書（第一号様式の二）により利用の申込みをしなければならない。

3 指定管理者は、軟式野球場、硬式野球場、庭球場若しくは多目的広場を利用させるとき、又は弓道場を専用使用させるときは、有料公園施設利用許可書（第二号様式）を申込者に交付するものとする。

4 指定管理者は、総合競技場、サッカー・ラグビー場、野球場、投てき場、サブ競技場、多目的運動広場又は大芝生広場ステージを利用させるとき（総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室又は総合競技場の一般更衣室を個人使用させるときを除く。）は、大分スポーツ公園施設利用許可

書（第二号様式の二）を申込者に交付するものとする。

（弓道場等の利用の申込み等）

第四条 弓道場、総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室若しくは総合競技場の一般更衣室を個人使用しようとする者又は水泳プール若しくは駐車場を同じようとする者は、口頭により利用の申込みをしなければならぬ。

2 指定管理者は、弓道場、総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室若しくは総合競技場の一般更衣室を個人使用させるとき、又は水泳プール若しくは駐車場を利用させるときは、利用券（第三号様式）を申込者に交付するものとする。

3 指定管理者は、月を定めて弓道場を個人使用させるときは、前項の規定にかかわらず、弓道場定期利用券（第二号様式の二）を申込者に交付するものとする。

4 指定管理者は、水泳プールを利用しようとする者又は総合競技場のフィールド若しくは総合競技場のトレーニング室を個人使用しようとする者の希望により、これに対し回数券（第三号様式の三）を発行することができる。

5 指定管理者は、回数券により水泳プール又は総合競技場のフィールド若しくは総合競技場のトレーニング室を利用させるときは、第二項の規定にかかわらず、利用券を交付せず、申込者に回数券を呈示させ、その利用に係る回数券を切り取るものとする。

（テニスコートの利用の申し込み等）

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第七条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 設置の目的
 - ロ 設置の期間
 - ハ 設置の場所
 - ニ 公園施設の構造
 - ホ 公園施設の管理の方法
 - ヘ 工事の実施の方法
 - ト 工事の着手及び完了の時期
 - チ 都市公園の復旧の方法
 - リ その他知事が必要と認める事項
 - 二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 管理の目的
 - ロ 管理の期間
 - ハ 管理する公園施設
 - ニ 管理の方法
 - ホ その他知事が必要と認める事項
 - 三 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項
- 2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の種類及び数量

第四条の二 テニスコートを利用しようとする者は、大分スポーツ公園施設利用申込書により利用の申込みをしなければならない。ただし、利用当日に申込みをする場合は、口頭によることができる。

2 指定管理者は、テニスコートを利用させるときは、大分スポーツ公園施設利用許可書(前項ただし書の規定による場合にあっては、利用券(第三号様式の四))を申込者に交付するものとする。(有料公園施設の使用料の納期)

第五条 有料公園施設を利用する者は、有料公園施設利用許可書、大分スポーツ公園施設利用許可書、利用券又は弓道場定期利用券の交付を受ける際条例第九条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、知事が指定する日までに納入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、回数券により水泳プール又は総合競技場のフィールド若しくは総合競技場のトレーニング室を利用しようとする者は、回数券の発行を受ける際条例第九条に規定する使用料を納入しなければならない。

(使用料の不還付)
第六条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(申請書等の様式)

第七条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)及び条例の規定により提出すべき次の各号に掲げる申請書及び届書の様式は、当該各号に定めるところによる。

一 法第五条第一項に規定する公園施設の設置の許可の申請書

第四号様式

- 二 占用物件の管理の方法
- 三 工事の実施の方法
- 四 工事の着手及び完了の時期
- 五 都市公園の復旧の方法
- 六 その他知事が必要と認める事項
(法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更)
- 第八条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 占用物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装
 - 二 占用物件の構造を変えない修繕
 - 三 占用物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替え
(使用料)
- 第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項若しくは第二条第一項若しくは第三項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)に定めるところにより、使用料を納めなければならない。
(監督処分)
- 第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。
 - 一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、こ

- 二 法第五条第一項に規定する公園施設の管理の許可の申請書
第五号様式
- 三 法第六条第二項に規定する都市公園の占用の許可の申請書
第六号様式
- 四 条例第二条第一項に規定する都市公園内の行為の許可の申請書
第七号様式
- 五 法第五条第一項、法第六条第三項又は条例第二条第三項に規定する許可事項の変更の許可の申請書
第八号様式
- 六 条例第十一条第一号に規定する公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事の完了の届書
第九号様式
- 七 条例第十一条第二号に規定する公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の廃止の届書
第十号様式
- 八 条例第十一条第三号に規定する都市公園の原状の回復の届書
第十一号様式
- 九 条例第十一条第四号又は第六号に規定する工事の完了の届書
第十二号様式
- 十 条例第十一条第五号に規定する所有権の移転又は抵当権の設定若しくは移転の届書
第十三号様式
(設計書等)
- 第八条 法第五条第一項の公園施設の設置若しくは法第六条第一項の都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

の条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した工作物等（法第二十七条第一項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。

二 前号の規定により掲示された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を大分県

(工作物等を保管した場合の公示場所)

第九条 条例第十条の三第一項第一号の規則で定める場所は、大分県庁舎の掲示板とする。

(保管工作物等一覧簿)

第十条 条例第十条の三第二項の規則で定める様式による保管工作物等一覧簿は、第十四号様式によるものとする。

2 条例第十条の三第二項の規則で定める場所は、土木建築部公園・生活排水課とする。

報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、関係者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第十条の四 法第二十七条第六項の規定による条例で定める保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十条の五 法第二十七条第六項の規定による条例で定める保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第十条の六 知事は、保管した工作物等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない

(工作物等を返還する場合の受領書)

第十一条 条例第十条の六の規則で定める様式による受領書は、第十五号様式によるものとする。

ない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

二 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

三 第一号に掲げる者が、法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

四 法第二十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

五 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

六 第十条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第十二条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第十三条 第二条から第十一条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であ

つて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理に関する業務を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第十四条の二 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 公園施設の維持管理及び修繕に関する業務
- 二 都市公園の利用の受付及び案内に関する業務
- 三 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- 四 都市公園の利用の促進に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

（管理の基準）

第十四条の三 指定管理者は、次に掲げる基準により、都市公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 法その他の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 公園施設の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二条第一項又は第三項（第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第二条第一項各号に掲げる行為をした者

二 第四条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第四条各号に掲げる行為をした者

三 第十条第一項又は第二項（第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者
第十七条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときには、五万円とする。）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

（公園管理者の権限の代行）

第十九条 法第五条の三の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前三条の規定の適用については、知事とみなす。

附 則

この条例は、昭和五十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年条例第九号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中硬式野球場に係る部分は、同年六月十五日から施行する。

附 則（昭和六十一年条例第十二号）

（施行期日）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三年条例第七号）

（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に必要なる事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年規則第二十二号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表の改正規定中硬式野球場に係る部分、同条第二項の表の改正規定中硬式野球場に係る部分及び庭球場の並びに第一号様式の改正規定及び第二号様式の改正規定中硬式野球場に係る部分及び照明設備に係る部分は、同年六月十五日から施行する。

この条例は、平成三年四月二十六日から施行する。

附 則（平成七年条例第十二号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第二十六号）

この条例は、平成七年八月一日から施行する。

附 則（平成十一年条例第三十六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年条例第五十四号）

この条例は、平成十三年五月一日から施行する。ただし、第二
条第一項に一号を加える改正規定及び第六条第一項の改正規定は
平成十三年四月一日から、別表の改正規定（総合競技場に係る部
分に限る。）及び次項の規定（総合競技場に係る部分に限る。）は
規則で定める日から施行する。

附 則（平成十七年条例第二十九号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年条例第三十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年条例第二十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年条例第十八号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年規則第七号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年規則第四十一号）

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年規則第二十一号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年規則第十五号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第六号）

この規則は、平成三年四月二十六日から施行する。

附 則（平成五年規則第十九号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年規則第七十号）

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の
表の改正規定中総合競技場に係る部分、同条第二項の表の改正規
定中総合競技場に係る部分、第四条の改正規定、第五条第二項の
改正規定、第三号様式（その3）に様式を加える改正規定、第三
号様式の三の改正規定及び同様式に様式を加える改正規定は、平
成十三年五月二十四日から施行する。

附 則（平成十四年規則第十八号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

有料公園施設利用申込書

年 月 日

殿

住 所
氏 名
電話番号（ ） -
責任者氏名
電話番号（ ） -

下記のとおり有料公園施設を利用したいので、申し込みます。

記

都 市 公 園 名	大 洲 総 合 運 動 公 園										
有 料 公 園 施 設 名	軟式野球場 弓道場（近・遠）			硬式野球場 プール（専用）			庭球場 多目的広場				
大 会 名											
利用しよ うとする 附 属 設 備	スコアボード設備（ ）試合、放送設備（ ）試合、冷房設備（ ）時間 照明設備（ ）面・（ ）時間、照度（ ）ルクス、シャワー設備（ ）人										
入場料等の徴収の有無	有 無		入場料等の最高金額				円	入場予定人員			人
利用日時	月 日	曜日	時 間	庭球場 コート 番 号	時間計 (H)	照 明 時間計 (H)	利用人員（人）		金 額 (円)		
							大 人	小中高校生			
	月 日		時～時								
	月 日		時～時								
	月 日		時～時								
	月 日		時～時								
	月 日		時～時								
	月 日		時～時								
	月 日		時～時								
	月 日		時～時								
※使用料							グラウンド等使用料	円			
							内訳 附属設備使用料	円			
	円						加 算 使 用 料	円			
※条 件											

注 ※印欄は記入しないでください。

大分スポーツ公園施設利用申込書

年 月 日

殿

住 所

団 体 名

氏 名

電 話 番 号

責 任 者 名

電 話 番 号

下記のとおり大分スポーツ公園施設を利用したいので、申し込みます。

記

利 用 目 的			
利 用 日 時	年 日 日 () 時 分から 時 分まで		
利 用 施 設			
入 場 予 定 人 員		共催者の氏名	
備 付 器 具 の 使 用	使用する（内訳書のとおり）	団 体 責 任 者	
冷 暖 房 の 使 用		住 所 氏 名 電 話 番 号	
特 別 設 備 等	有（別紙仕様書のとおり） 無	そ の 他 必 要 事 項	
入 場 料 金 の 徴 収	有（最高入場料金 円） 無		
備 考			

有料公園施設利用許可書

年 月 日

殿

印

下記のとおり有料公園施設の利用を許可します。

記

都 市 公 園 名	大 洲 総 合 運 動 公 園									
有 料 公 園 施 設 名	軟式野球場 弓道場（近・遠）			硬式野球場 プール（専用）			庭球場 多目的広場			
大 会 名										
利 用 し よ う と す る 附 属 設 備	スコアボード設備（ ）試合、放送設備（ ）試合、冷房設備（ ）時間 照明設備（ ）面・（ ）時間、照度（ ）ルクス、シャワー設備（ ）人									
入 場 料 等 の 徴 収 の 有 無	有 無		入 場 料 等 の 最 高 金 額				円	入 場 予 定 人 員		人
利 用 日 時	月 日	曜 日	時 間	庭 球 場 コ ー ト 番 号	時 間 計 (H)	照 明 時 間 計 (H)	利 用 人 員 (人)		金 額 (円)	
							大 人	小 中 高 校 生		
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
※ 使 用 料	グラウンド等使用料									円
	内訳 附属設備使用料									円
	円									円
※ 条 件										

注 施設を利用する場合は、必ず許可書を所持してください。

大分スポーツ公園施設利用許可書

第 号
年 月 日

殿

印

下記のとおり大分スポーツ公園施設の利用を許可します。

記

利 用 目 的										
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで									
利 用 施 設										
入 場 予 定 人 員				共 催 者 の 氏 名						
備付器具の使用	使用する（内訳書のとおり）			団体責任者 住 所						
冷暖房の使用	使用しない			氏 名						
				電 話 番 号						
特 別 設 備 等	有（別紙仕様書のとおり） 無			そ の 他 必 要 事 項						
入 場 料 金 の 徴 収	有（最高入場料金 円× ） 無			使 用 料 減 免				有（施設： %） 無（設備： %）		
使 用 料										
施設使用料	設備器具	冷暖房	超過料	調整額	電灯料金	減免額	合計	請求額	収納日	領収番号
条 件										

第3号様式（その1）（第4条関係）

大洲総合運動公園 弓道場利用券（控え）No. _____ 使用料 1人1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日	大洲総合運動公園 弓道場利用券 No. _____ 使用料 1人1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <div style="text-align: right;">印</div>
---	---

← 5cm
← 7cm
5cm

第3号様式（その2）（第4条関係）

大洲総合運動公園 水泳プール利用券（控え）No. _____ 使用料 1人1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日	大洲総合運動公園 水泳プール利用券 No. _____ 使用料 1人1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <div style="text-align: right;">印</div>
---	---

← 5cm
← 7cm
5cm

第3号様式（その3）（第4条関係）

ハーモニーパーク 駐車場利用券（控え）No. _____ 使用料 1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日	ハーモニーパーク 駐車場利用券 No. _____ 使用料 1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <div style="text-align: right;">印</div>
---	---

← 5cm
← 7cm
5cm

第3号様式（その4）（第4条関係）

大分スポーツ公園総合競技場 トレーニングルーム利用券（控え） No. _____ 使用料 1人1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日	大分スポーツ公園総合競技場 トレーニングルーム利用券 No. _____ 使用料 1人1回 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日
--	--

← 5cm
← 7cm
5cm

第3号様式の3(その1)(第4条関係)

9cm		
No. _____		年 月 日
大 洲 総 合 運 動 公 園 水 泳 プ ー ル 利 用 回 数 券 1 人 11 回 金 _____		
この回数券は、利用の際係員が切り取りますので、利用前に 切り取ると無効となります。		

No. _____ - 11	水泳プール利用回数券	(切取無効)

No. _____ - 10	水泳プール利用回数券	(切取無効)
~~~~~		
(切取無効)		
-----		
No. _____ - 2	水泳プール利用回数券	(切取無効)
-----		
No. _____ - 1	水泳プール利用回数券	(切取無効)
22cm		

第3号様式の3(その2)(第4条関係)

9cm		
No. _____	年	月 日
大分スポーツ公園総合競技場 トレーニングルーム利用回数券 1人11回 金 _____		
この回数券は、利用の際係員が切り取りますので、利用前に 切り取ると無効となります。		
-----		
No. _____ - 11	(切取無効)	
トレーニングルーム利用回数券		
-----		
No. _____ - 10	(切取無効)	
トレーニングルーム利用回数券		
~~~~~		
(切取無効)		

No. _____ - 2	(切取無効)	
トレーニングルーム利用回数券		

No. _____ - 1	(切取無効)	
トレーニングルーム利用回数券		

(切取無効)		
		22cm

第3号様式の3(その3)(第4条関係)

9cm		
No. _____	年	月 日
大分スポーツ公園総合競技場 フィールド利用回数券 1人11回 金 _____		
この回数券は、利用の際係員が切り取りますので、利用前に 切り取ると無効となります。		

No. _____ - 11	6cm	
フィールド利用回数券		
		(切取無効)

No. _____ - 10		
フィールド利用回数券		
		(切取無効)
~~~~~		
No. _____ - 2	22cm	
フィールド利用回数券		
		(切取無効)
-----		
No. _____ - 1		
フィールド利用回数券		
		(切取無効)

第3号様式の4（その1）（第4条の2関係）

大分スポーツ公園テニスコート テニスコート利用券（控え） No. _____ 1面 _____ 時間 使用料 _____ 円 _____ 年 月 日 コート No. _____	大分スポーツ公園テニスコート テニスコート利用券 No. _____ 1面 _____ 時間 使用料 _____ 円 _____ 年 月 日 コート No. _____
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

← 5cm →
← 7cm →
↑ 5cm ↓

第3号様式の4（その2）（第4条の2関係）

大分スポーツ公園テニスコート 照明設備利用券（控え） No. _____ 1面 _____ 時間 使用料 _____ 円 _____ 年 月 日 コート No. _____	大分スポーツ公園テニスコート 照明設備利用券 No. _____ 1面 _____ 時間 使用料 _____ 円 _____ 年 月 日 コート No. _____
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

← 5cm →
← 7cm →
↑ 5cm ↓

## 公園施設設置許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
(及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり公園施設を設置したいので、許可して下さるよう申請します。

記

都 市 公 園 名			
設置する公園施設名			
設 置 の 目 的			
設 置 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
設 置 の 場 所		設置面積	m ²
構 造			
管 理 の 方 法			
工事の実施の方法			
工事の着手及び完了の時期			
公園の復旧の方法			
備 考			

## 公園施設管理許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり公園施設を管理したいので、許可して下さるよう申請します。

記

都 市 公 園 名			
管理する公園施設名	管 理 施 設 面 積		m ²
管 理 の 目 的			
管 理 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
管 理 の 方 法			
備 考			

## 公園占用許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり公園施設を占用したいので、許可して下さるよう申請します。

記

都 市 公 園 名		
占 用 物 件 の 種 類 及 び 数 量		
占 用 の 目 的		
占 用 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
占 用 の 場 所		
占 用 物 件 の 構 造		
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法		
工 事 の 実 施 の 方 法		
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着 手 年 月 日	完 了 年 月 日
公 園 の 復 旧 の 方 法		
備 考		

## 公園内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり公園内において大分県都市公園条例第2条第1項に規定する行為をしたいので、許可してくださるよう申請します。

記

都 市 公 園 名	
行 為 を 行 う 場 所 又 は 公 園 施 設 名	
行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公 園 の 復 旧 の 方 法	
備 考	

公園施設設置  
管理  
園内  
占行  
行為

# 変更許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり変更したいので、許可して下さるよう申請します。

## 記

都 市 公 園 名	
許可を受けた公園施設名、 占用物件の種類 又は行為の内容	
許可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
備 考	

公園施設設置  
公園占用

工事完了届書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
届出者 氏名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり 公園施設設置  
公園占用 に関する工事を完了したので、届けます。

記

都 市 公 園 名	
許 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工 事 を 行 っ た 公 園 施 設 名 又 は 占 用 物 件	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

公園施設設置  
公園施設管理  
公園占用

廃止届書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり廃止したので、届けます。

記

都 市 公 園 名	
許 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
許可を受けた公園施設名 又 は 占 用 物 件	
設 置 管 理 の 廃 止 の 年 月 日 占 用	年 月 日
備 考	

## 公園原状回復届書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり公園を現状回復したので、届けます。

記

都 市 公 園 名	
許 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
原 状 回 復 を 命 ぜ ら れ た 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
原 状 回 復 し た 公 園 施 設 名 又 は 占 用 物 件	
原 状 回 復 し た 年 月 日	年 月 日
備 考	

## 公園内における措置命令に係る工事完了届書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり工事を完了したので、届けます。

記

都 市 公 園 名	
工事を命ぜられた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事を行った公園施設 名又は占用物件	
工事完了年月日	年 月 日
備 考	

公園を構成する土地物件の 所有権移転  
 抵当権設定・移転 届書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
 氏 名 ⑩  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり 所有権移転  
 抵当権設定・移転 したので、届けます。

記

都 市 公 園 名			
土地の地番及び面積	地 番	面 積	m ²
新所有者又は抵当権者			
所有権移転又は抵当権 設 定 の 年 月 日	年 月 日		
備 考			

第 14 号様式（第 10 条関係）

保管工作物等一覧簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量					

# 受 領 書

年 月 日

大分県知事 殿

返還を受けた者

住 所

氏 名

㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

記

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状 又 は 特 徴	
	数 量	
（ 返 還 を 受 け た 金 額 ）		

注 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

# 大分県使用料及び手数料条例 (昭和三十一年三月三十日 大分県条例第二十七号)

大分県使用料及び手数料条例をここに公布する。

## 大分県使用料及び手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定のあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十五条の規定による行政財産の目的外使用又は公の施設の利用に係る使用料及び同法第二百二十七条第一項の規定による特定の者のためにする事務の手数料の金額及びその徴収等に関する必要な事項を定めるものとする。

(昭三九条例一六・一部改正)

(使用料及び手数料の徴収の範囲)

第二条 使用料は、行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。ただし、国又は地方公共団体に対しては知事が特に必要があると認めた場合には、徴収しない。

2 手数料は、特定の者のためにする事務についてその利益を受ける者から徴収する。ただし、国又は地方公共団体に対しては、法令に特別の定のある場合及び知事が徴収することを適当と認める場合以外は、徴収しない。

(昭三九条例一六・一部改正)

(使用料及び手数料の種類及び金額)

第三条 使用料の種類及び金額は、公の施設の利用に係る使用料にあつては別表第一に、行政財産の目的外使用に係る使用料にあつては別表第二に掲げるとおりとする。

2 手数料の種類及び金額は、別表第三に掲げるとおりとする。

3 使用料及び手数料の金額について最低又は最高の範囲を定めたいものは、知事が受益の程度、事務の難易、経済情勢等を勘案して随時その金額を定めるものとする。

(昭三九条例一六・一部改正)

(使用料及び手数料の徴収方法)

第四条 使用料及び手数料の徴収方法は、納入通知書によるものとし、別に定めるものにあつては、収入証紙、現金又は口座振替によつて徴収することができる。

2 使用料及び手数料は、規則で定めるものを除き、使用の開始前又は申請とともにその都度徴収する。

(昭三九条例一六・平四条例九・一部改正)

(使用料及び手数料の還付)

第五条 すでに徴収した使用料及び手数料は、法令又は規則で定める場合を除き、還付しない。

(使用料及び手数料の減免等)

第六条 知事は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、使用料及び手数料を減免し、又はその徴収を延期し若しくは猶予することができる。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、行政財産の目的外使用に係る使用料を減免することができる。

(昭三九条例一六・一部改正)

以下 省略







大洲総合運動公園															
有料公園施設の利用に係る利用料															
多目的広場						水泳プール									
照明設備			グラウンド			専用使用する場合		一 般		中 学 生		小学生・幼児			
均一照度	グランド内		バドミントンコート	全面		半面	土曜日	平日	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回		
一時間	全面一時間		半面一時間		一時間	一時間	祝日	一時間	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回		
二、六五〇円	二、八五〇円		一、四三〇円		五〇〇円	二五〇円	一〇、二〇〇円	六、二二〇円	二、〇〇〇円	二〇〇円	一、一〇〇円	一一〇円	六五〇円	七〇円	
						水泳連盟、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催して使用する行事の場合の使用料の額は、上記使用料の額に二分の一を乗じた額とする。						回数券で利用する場合に限る。		回数券で利用する場合に限る。	
												回数券で利用する場合に限る。			
												回数券で利用する場合に限る。		<p>1 「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいい、「幼児」とは満四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p> <p>2 「中学生」とは中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。</p>	

高尾山自然公園														
公園施設の設置に係る使用料		公園の占有に係る使用料												
大分県都市公園条例第二条第一項の行為に係る使用料	撮影業として行う	物品の販売、募金その他これらに類する行為	その他のもの		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	郵便差出箱	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	電線その他これに類するもの	その他の柱類	電柱及びその支柱	電柱（電柱であるものを除く。）
			地上に設けられるもの	地下に設けられるもの			外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの					
映画	写真	一件一日	一月一平方メートル	一年一平方メートル	一日一平方メートル	一年一平方メートル	一年一メートル	一年一平方メートル	一年一平方メートル	一年一平方メートル	一年一本	一年一本	一年一平方メートル	一年一平方メートル
七、九五〇円	一八〇円	一八〇円	三〇円	一五〇円	三円	三〇〇円	三〇〇円	一五〇円	六〇円	三〇〇円	三〇円	一五〇円	四二〇円	三〇〇円
<p>1 一年の単位で示したものについて、占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、一月の単位で示したものについて、占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算する。</p> <p>2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。</p>														

パーク											
公園の占用に係る使用料							公園施設の管理に係る使用料	公園施設の設置に係る使用料			
その他のもの	地上に設けられるもの	地下に設けられるもの	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	郵便差出箱	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	電線その他これに類するもの	その他の柱類	電話柱（電柱であるものを除く。）	電柱及びその支柱	
										電気が通事業法施行令別表第一に定める額	一年一本
一年一平方メートル	一年一平方メートル	一年一平方メートル	一年一平方メートル	一年一平方メートル	一年一メートル	一年一平方メートル	一年一本	一年一本	一年一平方メートル	一年一平方メートル	
五〇円	二五〇円	五円	五〇〇円	五〇〇円	二五〇円	一〇〇円	五〇〇円	五〇円	二五〇円	一、四〇〇円	五〇〇円

1 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、一月の単位で示したものについて、占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算する。

2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。

3 「普通自動車」とは道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に定める普通自動車を、「小型特殊自動車」とは同表に定める小型特殊自動車をいう。

大分県都市公園条例										物品の販売、募金その他これらに類する行為					
第二十一条の行為に係る使用料										写真	映画				
有料公園施設の利用に係る使用料										普通自動車	小型特殊自動車				
公園施設の使用に係る使用料										駐 車 場					
公園施設の使用に係る管理に係る使用料										業として行う撮影					
大分県都市公園										物品の販売、募金その他これらに類する行為	写真	映画	駐 車 場	普通自動車 小型特殊自動車	業として行う撮影
その他の柱類										一年一日	一八〇円	一年一回	三〇〇円	写 真	映 画
電柱及びその支柱										一年一本	六七五円	一年一回	五〇〇円	一	一
電話柱（電柱であるものを除く。）										一年一本	一八、五〇〇円	一年一回	五〇〇円	一	一
電線その他これに類するもの										一年一本	二五〇円	一年一回	五〇〇円	一	一
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所										一年一回	五〇〇円	一年一回	五〇〇円	一	一
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの										一年一回	一〇〇円	一年一回	二五〇円	一	一
外径が〇・四メートル未満のもの										一年一回	五〇〇円	一年一回	五〇〇円	一	一
外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの										一年一回	二五〇円	一年一回	五〇〇円	一	一
外径が一メートル以上のもの										一年一回	五〇〇円	一年一回	五〇〇円	一	一
郵便差出箱										一年一回	五〇〇円	一年一回	五〇〇円	一	一
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物										一年一回	五円	一年一回	五円	一	一

1 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、一月単位で示したものについて、占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算する。

2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。

大分スポーツ公園										
有料公園施設の利用に係る使用料			大分県都市公園条例第二条第一項の行為に係る使用料							
総合競技場			広告物の表示		興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために駐車場を使用する場合	業として行う撮影		その他のもの		
フィールド専用使用する場合			電光掲示装置によるもの	大型映像装置によるもの		映画	写真	物品の販売、募金その他これらに類する行為		
観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合					観覧席を全部使用する場合			その他のもの	地下に設けられるもの	
一時間	一時間	一時間	メー ー ト ル 方	一 件 一 日		一 件 一 日	メー ー ト ル 方		一 日	一 日
一四、四〇〇円	二八、八〇〇円	二、三〇〇円	一四、一二〇円	五七、二〇〇円	五円	七、九五〇円	一八〇円	一八〇円	五〇円	二五〇円
<p>1 入場料等（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料の額は、一人当たりの入場料等の額（二種類以上ある場合は、その最高額）に、三百（アマチュアスポーツに使用する場合にあつては百）を乗じて得た額を上記使用料の額に加算した額とする。</p> <p>2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額又は前項の規定により算出した額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額とする。</p>										

大分スポーツ公園																
有料公園施設の利用に係る使用料																
総合競技場																
インターネット室	ドーピングテスト室	附属設備												フリー 個人使用する 場合		
		電源装置	芝保護板	ウォールカーテン	可動屋根	電光掲示装置	大型映像装置	放送設備	照明設備							
一時 間	一時 間	一 キ ロ ワ ツ ト 時 間	一 式 一 時 間	一 式 一 時 間	開 閉 一 回	一 時 間	一 時 間	一 時 間	一 五 〇 ル ク ス 時 間	二 〇 〇 ル ク ス 時 間	一 三 五 〇 ル ク ス 時 間	一 五 〇 〇 ル ク ス 時 間	一 七 五 〇 ル ク ス 時 間	一 、 五 〇 〇 ル ク ス 時 間	一 人 十 一 回	一 人 一 回
一、〇五〇円	四五〇円	二〇円	二五〇円	四〇〇円	二六、八五〇円	一、三五〇円	一三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三、八五〇円	五、二五〇円	六、一〇〇円	七、九五〇円	一〇、二〇〇円	二〇、二五〇円	一、〇〇〇円	一〇〇円
														回数券で利用する 場合に限る。		
														高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。		

大分スポーツ公園														
有料公園施設の利用に係る使用料														
総合競技場														
競技運営室			競技本部室	トレーニング室		一般更衣室				写真判定室	指導員室	マッサージ室	選手更衣室	
小	中	大		個人使用する場合	専用使用する場合	個人使用する場合	小	中	大					
一室一時間	一室一時間	一時	一時	一人一回	一人一回	一室一時間	一人一回	一日	一日	一日	一室一日	一室一時間	一室一時間	一室一日
六〇〇円	七五〇円	一、〇〇〇円	五五〇円	三、〇〇〇円	三〇〇円	一、四〇〇円	一〇〇円	二、七〇〇円	六、四〇〇円	九、一〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	三、六〇〇円
			回数券で利用する場合に限る。	高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。										
			高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。											

大分スポーツ公園															
有料公園施設の利用に係る使用料															
サッカー ラグビー フィールド		総合競技場													
その他に使用する場合		陸上競技用具						チケット売場	会議室				特別観覧室		特別室
アマチュアスポーツに使用する場合		個人使用する場合			専用使用する場合			小	中	大	特別	小	大		
		棒高跳び用具	走り高跳び用具	三、〇〇〇メートル障害物移動障害物	ハードル	スターティングブロック									
一面一時間		一組一日	一組一日	一組一日	一組一日	一台一日	一式一日	一室一時間	一時	一室一時間	一室一時間	一時	一室一時間	一時	一室一時間
九、〇〇〇円		二〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	五〇円	二〇、〇〇〇円	一五〇円	四〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	二、〇〇〇円	一、三〇〇円	二、〇〇〇円	二二、四〇〇円
高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。															

大分スポーツ公園													
有料公園施設の利用に係る使用料													
野球場					サッカー場								
設備			グラウンド		第二管理棟			第一管理棟		照明設備			
照明設備			その他に使用する場合		会議室	マッサージ室	浴室及びシャワー室	更衣室	運営室	更衣室	三分の一点灯	二分の一点灯	全部点灯
内野照度													
一三〇〇ルクス 時	一五〇〇ルクス 時	一七五〇ルクス 時	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、八〇〇円	二、五〇〇円	三、七〇〇円	一三、〇〇〇円	二、六〇〇円	一〇〇円	五〇円	三、七〇〇円	二五〇円	二〇〇円	二、一五〇円	一、五五〇円	二、一〇〇円	三、八五〇円
			高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。										

大分スポーツ公園									
有料公園施設の利用に係る使用料									
投てき場					野球場				
陸上競技用具				フィールド	本部・役員室	ミーティング室	設備属		
砲丸	円盤	やり	ハンマー				シャワー設備	放送設備	スコアボード設備
一個一日	一個一日	一本一日	一個一日	一時間	一時間	一時間	一人一回	一試合	一試合
一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	三〇〇円	一〇〇円	六〇〇円	一、四〇〇円
				<p>高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p>					

大分スポーツ公園							
有料公園施設の利用に係る使用料							
テニスコート	サテ競技場						
一面	陸上競技用具				専用使用する 場合	フィールド	
	個人使用する 場合					個人使用する 場合	専用使用する 場合
	棒高跳び用具	走り高跳び用具	ハードル	スターティング ブロック			
一時 間	一組 一日	一組 一日	一組 一日	一台 一日	一式 一日	一人 一回	一時 間
四〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	五〇円	二〇、〇〇〇円	一〇〇円	三、〇〇〇円
<p>高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p>				<p>高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p>			

大分スポーツ公園									
有料公園施設の利用に係る使用料									
大芝生広場テニスの附属設備		多目的運動広場		テニスコート				照明設備	
電源装置	照明設備	半面	全面	管理棟		運営棟		照明設備	
				シャワー設備	交流室	二分の一を使用する場合	全部を使用する場合		
一時 間	一時 間	一時 間	一時 間	一人一回	一時 間	一時 間	一時 間	二五〇ルクス 一面一時 間	五〇〇ルクス 一面一時 間
一五〇円	五〇円	六〇〇円	一、二〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	四〇〇円	三〇〇円	六〇〇円
		高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。							

# 財団法人 大分県公園協会 寄附行為

## 第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、財団法人大分県公園協会（以下「協会」という。）という。

(事 務 所)

第二条 協会の事務所は、大分市青葉町一番地に置く。

(目 的)

第三条 協会は、都市公園の円滑な管理運営に寄与し、都市公園の効果的な利用の増進を図り、もって住民福祉を向上させることを目的とする。

(事 業)

第四条 協会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 都市公園の利用に関する調査研究及び啓発
- (2) スポーツ、レクリエーション等の活動に関する調査研究及び啓発
- (3) 大洲総合運動公園の管理業務の代行
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第二章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第五条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類別)

第六 条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第七 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の三分の二以上の同意を得、かつ、大分県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第八 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第九 条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第十 条 協会の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後三ヶ月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(借入金)

第十一条 協会が必要があるときは、理事会の議決を得て、第十九条第四号の規定により決定した借入金限度額の範囲内において、運用財産の長期借入れ又は短期借入れをすることができる。

(会計年度)

第十二条 協会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第三章 役員等

(種別及び選任)

第十三条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 九人以内
- (2) 監事 二人

2 役員は、理事会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第十四条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、協会を代表し、会務を統轄する。

3 理事長に事故があるとき、又は、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定する理事が、その職務を代行する。

4 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

(任期)

第十五条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第十六条 役員に役員としてふさわしくない行為があつたときは、理事会において理事三分の二以上の同意により解任することができる。

(顧問及び参与)

第十七条 協会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会で推せんされた者のうちから理事長が委嘱する。

3 顧問は、協会の事業について理事長の諮問に応ずる。

4 参与は、協会の事業について助言することができる。

#### 第四章 理事会

(構成)

第十八条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第十九条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 五十万円を超える運用財産の処分
- (4) 毎年度借入金の借入限度額の決定
- (5) 諸規定の判定及び改廃
- (6) その他協会の組織及び運営に関する重要な事項

(招集)

第二十条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が必要と認めたととき、又は理事の三分の一以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならぬ。

(議 長)

第二十一条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定 足 数)

第二十二条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議 決)

第二十三条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 監事及び顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第二十四条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前二条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 軽易な事項で、かつ、緊急を要するものについては、理事会を招集することなく、持ち回りによって議決することができる。

(議 事 録)

第二十五条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人二人以上が、議長とともに署名しなければならない。

## 第五章 事務局

(設置)

第二十六条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

(事務局)

第二十七条 事務局に、事務局長その他の職員を置き、理事長が任免する。

2 事務局長は、事務局を統轄する。

(組織及び管理)

第二十八条 事務局の組織及び管理に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第六章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第二十九条 この寄附行為は、理事会において理事三分の二以上の同意を経、大分県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第三十条 協会は、民法第六十八条第一項第二号から四号までの規定によるほか、理事会において、理事の四分の三以上の同意を得、大分県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、大分県知事の許可を得て、大分県知事及び大分市に寄附するものとする。

## 第七章 雑則

(委任)

第三十一条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 協会設立当初の役員は、第十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第十五条第一項本文の規定にかかわらず、昭和五十五年三月三十一日までとする。
- 2 協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第十条及び第十九条第一号の規定にかかわらず、設立者の定めによること。
- 3 協会の設立当初の会計年度は、第十二条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和五十四年三月三十一日までとする。

附 則

この変更寄附行為は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

この変更寄附行為は、平成三年四月二十六日から施行する。

附 則

この変更寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この変更寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。



この冊子の本文は、古紙配合率 100%再生紙を使用しています。